

認定新規就農者制度と農業融資のはなし

今回は「就農」に係る支援制度である「認定新規就農者制度」と「農業融資」のはなしです。このリーフレットでは、これらの基本知識と関係についてご紹介します。

1 認定新規就農者制度とは

認定新規就農者制度は、新たに農業を始める方が作成する「青年等就農計画（5年後を目標）」を市町村が認定し、その方に対して重点的に支援措置を講じようとするものです。

申請の対象者は、原則、新たに農業経営を営もうとする青年等（18歳以上45才未満）です。申請された計画が、「本市の基本構想（農業所得300万円以上、地域で行われている農業との調和など）に照らして適切」、「達成される見込みが確実」等の要件を満たしていれば認定されます。具体的には、①農業技術を持っている、②農業労働力の確保、③経営ノウハウ、④計画の整合性（栽培品目及び期間、収穫量、労働力、出荷先、価格ほか）が審査されます。

認定新規就農者として認定されると、以下の資金の対象（別途要件あり）となります。

なお、認定新規就農者でなくとも、新規就農は可能です。また、一般の農業者向けにも様々な融資制度（日本政策金融公庫のホームページ参照）が用意されています。



資金名	融資限度額	金利	償還期間	担保	用途
青年等就農資金	3,700万円	無利子	17年 (据置5年)	融資対象物件のみ	営農資金全般

2 認定新規就農者になるためのポイント

前述のとおり、「認定新規就農者」とは自身の青年等就農計画が市町村から認定された新規就農者のことです。

そのため、JA、県、市等関係機関とよく相談しながら計画作成を進めることが大切です。

例えば、自身が農業技術を習得していなかったり、内容が実現可能なものでなければ認定を受けることは出来ません。また認定基準の農業所得も市町村によって異なりますので注意が必要です。

そして、その後の農業経営を安定的に継続させるためにも、就農する地域の農業の実情に合わせた計画を作成する事はとても重要です。

さらに、国の新規就農者育成総合対策の支援（「新規就農リーフレット⑦」を参照）を受けるためには、認定新規就農者になることが必須要件です。繰り返しになりますが、関係機関と連携しつつ計画作成を進めましょう。



裏につづく

3 北九州市の認定新規就農者の状況は？

本市には毎年60名くらいの方が、新規就農の相談に来られます。そのなかから、認定新規就農者になれる方は1年間に1名程度です。

※ 認定期間中の方：6名（認定期間5年）、認定期間を終えられた方：11名。R4.9月現在。

うち3名は青年等就農資金の融資を活用しました。また、認定を取った方は1名を除き国の農業次世代人材投資事業（経営開始型）の資金（給付金）を受給しました（申請予定含む）。

皆さんそれぞれに苦労しながらの営農で、計画を達成された方もおられますが、ほとんどの方が当初の目標達成を出来ていない状況（赤字経営）です。離農すると資金（給付金）を返還しなければならず、夢を叶えたい想いもあり、細々と独立自営を続けておられるのが現状です。



新規就農の相談は
こちらにどうぞ



北九州市内のご相談は

門司区・小倉北区・小倉南区で就農をご希望の方は

北九州市 東部農政事務所

北九州市小倉南区若園5-1-2 小倉南区役所 4階

☎ (093) 951-1020 FAX (093) 922-6403

若松区・八幡東区・八幡西区・戸畑区で就農をご希望の方は

北九州市 西部農政事務所

北九州市八幡西区光明1-9-22 折尾出張所 2階

☎ (093) 693-9912 FAX (093) 693-0675

中間市・遠賀郡でのご相談は

福岡県 八幡農林事務所 北九州普及指導センター

北九州市八幡西区則松3-7-1 福岡県八幡総合庁舎 2F

☎ (093) 601-8855 FAX (093) 601-8869

福岡県域でのご相談は

福岡県農業会議

福岡市中央区天神4-10-12 JA福岡県会館

☎ (092) 711-5070

(公財)福岡県農業振興推進機構

福岡市中央区天神4-10-12 JA福岡県会館

☎ (092) 716-8355